

視点

学校保健の現状と問題点



福島県医師会理事 (学校保健担当)

土川 研也

児童生徒等を取りまく環境の変化により生じた様々な問題に対応するために、平成23年度に全国から抽出された10,351校を対象に「今後の健康診断の在り方に関する調査」が行われ、平成24年度に文部科学省に設置された「今後の健康診断の在り方等に関する検討会」より提出された意見書を基に、平成26年4月に学校保健安全法施行規則の一部改正が行われた。主な変更点は座高と寄生虫卵検査が必須項目から削除、「四肢の状態」が必須項目に追加、色覚異常に関する取り扱いの見直しなどで、本年度から新様式での健診が実施されている。本稿では今回の改正に関する問題と県内の学校保健の抱える問題や課題についてまとめてみた。

運動器検診：今年度から新たに内科健診時の健診項目に四肢の状態が必須項目として加えられ、「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無」から「脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態」に改正された結果、学校健診で四肢の形態及び発育並びに運動器の

機能状態についても異常の有無を判断しなければならなくなった。現場からは内科健診の時間的、その他の制約により、学校医の負担が大幅に重くなる、対応が困難であるなどの意見が噴出した。一部の地域で整形外科医が学校医として参加したケースも報告されているが、多くの場合、整形外科を専門としない学校医が、整形外科的異常の有無について判断しなければならない点が問題となっている。学校保健委員会では県教育庁からの依頼を受けて、整形外科医を含むプロジェクトチームを結成し、現場の混乱を軽減する様な工夫を施した標準的な保健調査票の作成に取り組んだ。四肢の異常の発見のためには、常時児童生徒等と接触している家族からの発信情報と、学校における日頃の観察が重要で、保健調査表により問題があると思われるケースをあらかじめピックアップする事で、学校医が運動器の異常の有無を確認するために要する時間を大幅に短縮できる。しかし、運動器のチェックにかかる時間は決して短時間と

は言えず、学校医の負担増が解決した訳ではない。また、脳性麻痺などで四肢の状態のチェックを行えない場合にどうするのかなど、今年度新しい様式で学校健診を実際に行ってみて確認できた疑問点にどう対応するのかについては、文部科学省によるQ & Aなどを待ちたい。なお、この問題については本年9月に山形で行われる東北学校保健・学校医大会のシンポジウム「新たな児童生徒の健康診断について」で取り上げられる事になっている。

学校医の待遇：学校医の報酬は地方自治法で規定されているが、算定方法や算定額は各市町村まちまちで標準的な基準は存在しない。郡市医師会を対象としたアンケート調査（以下アンケート調査）で、県内の学校医報酬は地区間で約2倍の差がみられる事が明らかになっている。統一的な報酬額体系を作ることは容易ではないが、できるだけ標準的な基準額に沿った格差の少ない状態となる事が望まれる。

協力医の身分：学校医は特別職の非常勤嘱託職員（国立学校の場合には一般職非常勤職員）として扱われるので、学校医業務での訴訟などについては個人としてその責任を問われる事はなく、また、業務へ向かう途中の事故なども公務災害として扱われるが、大規模校で健診の対象人数が多い場合に、協力医として健診業務に加わった場合の身分が本県においては不明確である事が問題となっている。協力内科医についての明確な規定が定められている県もあること、協力内科医がなかなか見つからない事が今後学校医の選任に際して支障を来す可能性が高いことから、協力医の身分について明確な規定が必要である。

学校医と産業医：学校医の職務には様々なものがあるが、通常の学校医としての仕事の

他に、教育委員会又は学校の設置者の求めにより学校職員の健康診断を行う事になっている。しかし、学校職員の健康診断については、基本的に労働安全衛生法に規定される部分が多いこと、学校医が日医認定産業医の資格を有しているとは限らないこと、学校医の報酬には通常産業医に支払われる報酬が含まれていないことなどから、産業医としての仕事を求める場合には学校医とは別に産業医を依頼する、産業医も兼任することが可能な場合には学校医の報酬とは別に産業医の報酬を取り決めるべきである。

学校医の補充：学校医が欠員となった場合、学校医の補充が困難なケースが見受けられ、アンケート調査で約半数の医師会で補充が困難との回答があった。確保が困難な理由は様々と思われるが、前述した内科健診の負担増、協力医の不明確な身分的保証や学校医の報酬が無関係であるとは思われない。今後、これらの課題について改善を求めるとともに、補充が困難な理由等についてもさらなる調査・分析を行い、学校医の補充がスムーズに行える様な体制作りが必要である。

学校医の手引き：多くの先生方のご協力により学校医の手引き（福島県版）が平成28年3月に完成した。関係各所に配付したが、非常に評判が良いと聞いている。今後、少しでも学校医の先生方のお役に立てる事を目指して、必要に応じて改訂を行い現在の質を維持していきたい。

以上、現在、学校保健委員会で解決していく必要がある問題として把握している点を中心にまとめてみた。県内の学校保健が今後より一層充実したものとなるように他県との意見交換などで情報を収集し、関係部署との確認・交渉を行い改善を求めて行きたいと考えている。